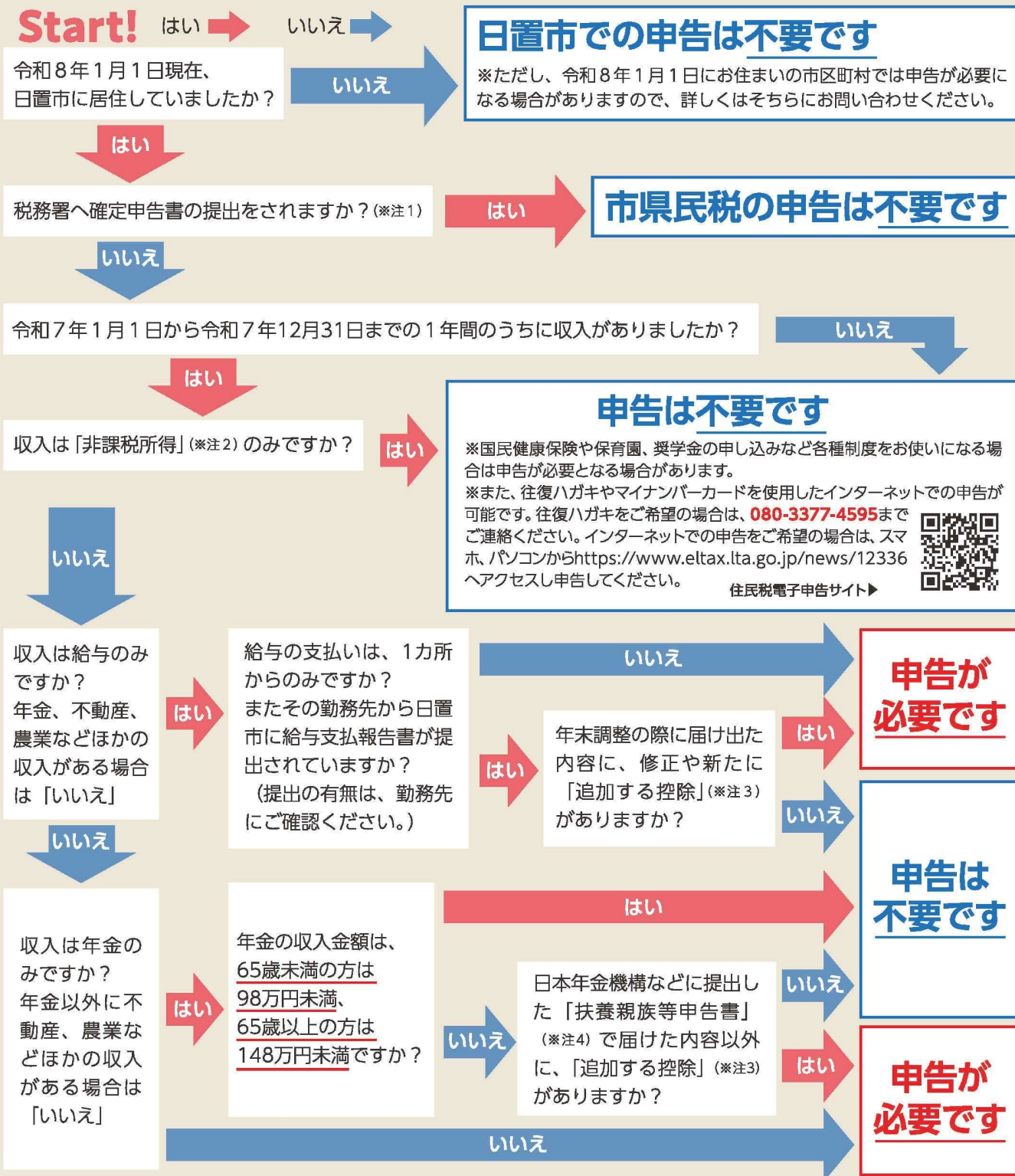


市県民税などの申告が必要・不要？

日置市の申告会場では、申告期間中に多くの方が申告相談のために来場されています。

感染症対策を行った上で申告相談を行います。申告会場の混雑緩和のために申告が必ずしも必要でない場合や往復ハガキやインターネットによる申告が可能な場合などをフローチャートと質問形式にまとめてみましたのでご確認ください。



※注1 株式や土地・建物などの譲渡所得、配当所得に関する申告がある方は、申告内容によっては税務署での申告をご案内することがあります。

※注2 「非課税所得」……遺族年金、障害年金、失業保険などです。

※注3 「追加する控除」……扶養、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄付金、障害者、ひとり親・寡婦などの控除です。

※注4 扶養親族等申告書は、各年金保険者から対象者に送付されます。送付の有無は各年金保険者にお問い合わせください。